

日米の酪農制度改革とその意義

市場化の流れの中で

〔要 旨〕

1. 日米の酪農制度改革が併行する形で現在進行している。日本では、新たな酪農・乳業対策大綱をベースに、指定団体の広域化や不足払いの廃止といった抜本的な改革が決定されている。また、アメリカにおいても、オーダー制度の広域化や商品金融公社（CCC）による無制限買い上げ制度の廃止等が検討されてきた。
2. 日本の制度改革は、不足払い制度の廃止、指定団体の広域化、乳製品パイロット市場の設立と、市場志向性が強い。とりわけ、乳製品市場の形成は、従来の政策からの大転換である。これまでのような政府の関与を縮小させ、市場を形成し、政策自体の透明性を高めながら一定の枠内で政策を工夫するという方向に進展している。
3. アメリカについても、96年農業法の成立を受けて、オーダー制度広域化、加工原料乳価格支持政策の廃止等、規制緩和にむけて大きく踏み出している。しかしながら、CCCによる加工原料乳価格政策は、質流れのない融資制度という形になったものの、存続することとなった。最終的な余乳処理方法を存続させたことになる。
4. 日本の酪農制度改革は、生乳の広域流通への対応や不足払い制度の廃止と市場志向性の強化という点では、アメリカの制度への接近と考えられるかもしれない。しかし、これはWTOに代表される国際的なルールへの接近ととらえた方が適切かもしれない。したがって、この路線は今後も継続的に推進されていくであろう。
5. 問題は、そのうえで政府がどのような保護策、価格及び所得支持政策をとれるかである。アメリカ政府は加工原料乳の価格支持政策の廃止を延期する決定を下しており、最終的な廃止の目途は立っていない。その意味では、最終的には補助金によって生産者の所得を確保しようとするアメリカ政府の対応は一貫している。したがって、日本が不足払い制度に代わってどのような所得補償を構築していくのか、注目される。

目次

1. はじめに

2. 日米の酪農制度

(1) 日本

(2) アメリカ

(3) 日本とアメリカの制度の違い

3. 改革の要点

(1) 日本の改革の要点

(2) アメリカの改革の要点

4. まとめ

1. はじめに

日米の酪農制度改革が併行する形で現在進行している。詳細については後述するが、日本の場合、新たな酪農・乳業対策大綱をベースに、指定団体の広域化や不足払いの廃止といった抜本的な改革が決定されている。また、アメリカにおいても、1996年農業法の成立を受けて、オーダー制度の広域化や商品金融公社(CCC)による無制限買い上げ制度の廃止等が実施されようとしている。現段階では、改革が最終的にどのような形で結実するのか必ずしも明らかでない部分はあるが、制度改革の骨格はほぼ固まっている。そこで、本稿では、日本及びアメリカの酪農制度及びその改革について整理し、比較検討することとする。

日米の制度を比較するに当たっては、まず改革以前の日本とアメリカの制度を整理した上で、形式的な類似性ではなく、差異の部分に注目して制度の背景や方法論の違いを明示する。そのうえで、改革によって日本の酪農制度がどのような方向に進んでいくのか、その方向性について検討する。

基本的には、生乳の流通(後述する日本の指定生乳生産者団体(以下指定団体)及びアメリカのミルクマーケティングオーダー)と価格支持(日本の不足払い制度及びアメリカの加工原料乳支持制度)を対象とし、必要に応じて関連する制度を取り上げることとする。なお、紙幅の関係で輸入関税等の対外的な制度については対象としない。

2. 日米の酪農制度

(1) 日本

a. 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法と用途別利用

これまで、日本の酪農制度では、1966年に施行された加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく不足払いと指定団体制度が両輪となって機能してきた。まず不足払いであるが、この制度は酪農家の再生産を保証するために政府が補給金を支給する制度で、生乳の用途別利用が前提となっている。それまでは、政府はバターや脱脂粉乳について安定指標価格を設定し、農畜産業振興事業団(旧畜産振興事業団)が市場への乳製品の放出や買い入れを通じて安定指標

価格を一定の水準に安定させること^(注1)を目指していた。安定指標価格と事業団による一元的な市場介入は互いに連動していたのである。

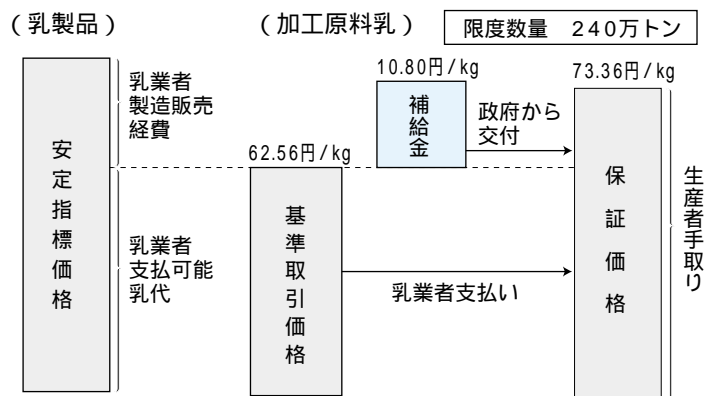
しかしながら、乳製品の自由化が進むにつれ、加工原料乳の引下げが避けられない状況となった。国内メーカーの原料である加工用の生乳価格が海外より割高では競争力の維持が困難になったからである。他方、海外との競争に対応しな

がらも、酪農家の再生産を保証しなければ、国内の酪農生産は縮小してしまう。そこで、このような相反するような二つの要求を満たすために考え出されたのが日本版不足払い制度である。

この制度の眼目は、生乳を用途別に分離することである。それまでは安定指標価格だけであったが、不足払いを導入することで、非貿易財である飲用乳の価格を高く維持しながら、海外との競争にさらされる加工製品向けの原料乳については、乳業メーカーが安価で集乳できるように低く設定することが可能になる。また、生産者に対しては補給金を支給することで加工原料乳向け価格を一定水準(保証価格)で保証することになる。

具体的には、生産者が乳業メーカーに販売する価格である基準取引価格を、安定指標価格から国内乳業メーカーの製造コストを差し引いて算出する。加工メーカーはこの基準取引価格で生産者から加工原料乳を購入することになる。他方、基準取引価格

第1図 加工原料乳の補給金(1999年度)



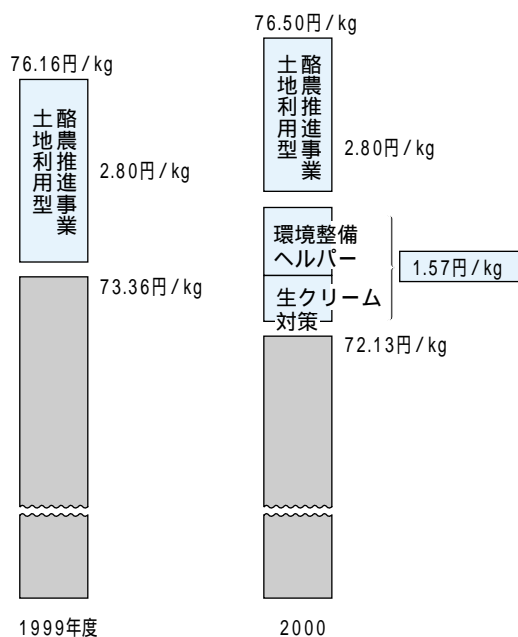
資料 生源寺(2000)から作成

と保証価格との差額は、政府の補給金から生産者に支払われることになる(第1図)。

さらに、加工原料乳には、保証価格に関連対策費が加算されるため、実際の手取額は保証価格を上回る。たとえば、2000年度の場合、保証価格は1kg当たり72.13円と前年度比1円23銭の減少であったが、それまでであった土地利用型酪農推進事業(2.80円/kg)に新たに環境整備・ヘルパー及び生クリーム対策費(合計で1.57円/kg)が加算されたために、加工原料乳1kg当たりの実質手取りは昨年度の76.16円/kg(保証価格73.36円プラス土地利用型酪農推進事業費2.80円/kg)に比べ、34銭増の76.50円/kg^(注2)となっている(第2図)。

もっとも、不足払いは、本来は市場価格と人為的に設定された目標価格の差額を補給する制度であり、客観的な市場価格が形成されていない日本における不足払い制度は本来のものとは異なっている点に留意する必要がある。

第2図 加工原料乳の実質手取り



資料 日本農業新聞2000年3月17日付より

b. 指定団体制度

このように、生乳の用途と価格体系を加工向けと飲用向けに分離したとしても、加工原料乳も飲用乳も同じ生乳なので、この二つを人為的に分離する仕組みが必要となる。つまり、酪農家に自由に出荷することを許可すれば、当然のことながら価格の高い飲用乳の方に出荷するため、飲用乳は供給過剰になり、価格は加工原料乳に引きずられる形で低下することになる。

したがって、生乳を用途別に分離するためには、生乳の流通を一定地域内で完結させ、飲用向けと加工向けの振り分けを農家ではなく、一括集出荷する特定の機関が行う必要がある。つまり、その機関が特定地域において流通(配乳)を独占的に担当することによって、秩序ある流通がはじめて可

能になる。この特定の機関が指定団体制度で、その集出荷方式は一元集荷多元販売と呼ばれている^(注3)。

加工原料乳は、前述したように保証価格によって規定されているが、飲用乳価は、各都道府県の指定団体と乳業メーカーの交渉によって決められる。元来、飲用乳価は中央団体と乳業メーカーの交渉で決められていたが、1981年に公正取引委員会から独禁法違反の指摘を受けてから各都道府県の指定団体が交渉を行ってきた。しかしながら、全国連への再委託量が増えてきたこともあり、全国連と乳業メーカーとの交渉が実質的に各指定団体の交渉をリードしている。

飲用乳価と加工原料乳価を比べた場合、前者が後者を上回るわけであるが、指定団体から生産者への支払い額はプール乳価によって平準化される。個々の農家は指定団体に出荷する限りにおいて、指定団体が一括して加工原料乳を配乳して、飲用乳と加工原料乳の価格差をプール乳価で解消している。

ただし、これには二つの前提条件が必要になる。まず、生産者から指定団体への出荷を拘束することが前提となるが、これを補完しているのが加工原料乳の不足払い制度である。つまり、生産者に支払われる不足払い額が、指定団体を通して支払われるようにして、不足払い額を受取と指定団体への出荷をリンクさせているのである^(注4)。また、生乳の場合、腐敗しやすいという性質があるために継続的な集出荷関係が望まし

い。そのため、生乳出荷の場合には、指定団体以外に出荷するといういわゆるアウトサイダーの比率は極端に低くなっている。

指定団体からの配乳は、指定団体のエリア、これは今回の改正までは各都道府県であったわけであるが、このエリア内に限定される。一定エリア内に限定しないと、外部から飲用乳が持ち込まれ、飲用乳を巡る価格競争が激しくなり、価格が低下することになる。この点に関する仕組みについては、近年北海道産生乳が関東地方に大量に移送されていることからわかるように、必ずしも十分ではない。これは制度的弱点であり、後述するアメリカのオーダー制度と比較してみると明らかである。

(注1) 安定指標価格のプラス4%、マイナス10%以内の価格帯に収まるようにコントロールされていた。なお、安定指標価格については、農林水産省が「大口需要者向け価格」や「内外価格差」、「消費の安定」等の条件を加味しながら決定しているが、その算定方式は必ずしも透明ではない。生源寺(2000), 28~29頁を参照のこと。

(注2) このような「関連対策費」に対しては、外からの圧力によってルールがねじ曲げられた結果であるとの批判がある。生源寺(2000), 41頁参照。

(注3) 98年度の指定団体経由の出荷比率が95.6%を占め、形式的には一元集荷多元販売が達成されている。しかしながら、実質的に一元集荷多元販売を実施している指定団体は半分程度で、依然として乳業メーカーとの特約関係が根強く残っている。矢坂(2000), 4頁参照。

(注4) 前田(1995), 13頁参照。

(2) アメリカ

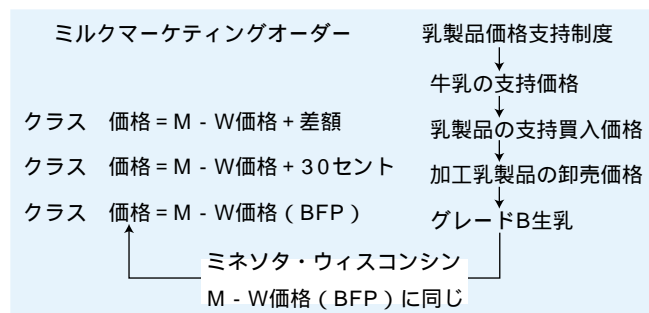
アメリカの酪農制度は、基本的に加工原料乳に対する加工原料乳価格支持制度と、飲用牛乳に対する連邦ミルクマーケティングオーダー制度(Federal Milk Marketing

Order : 以下FMMO)が大きな二つの柱である。

a. 連邦ミルクマーケティングオーダー制度

まず、最初にアメリカにおける乳価について、簡単に説明しておこう(第3図)。アメリカでは、まず生乳は品質基準の比較的厳しい飲用規格(グレードA)と加工用規格(グレードB)生乳との二つに分類され、加工用規格生乳は飲用に仕向けることはできない。飲用規格生乳は、搾乳施設や生乳に取扱いの厳しい基準を満たしている農家が生産した生乳で、各州各オーダーの品質基準に基づいて州政府が実施する定期的な検査で決められている。もっとも、実際は生乳の品質向上により現在では全生乳生産量のほとんどが飲用規格生乳となっており、むしろ飲用規格生乳は飲用ばかりでなく加工にも仕向けられているのが現状である。たとえば、1994年時点で、総生乳生産量に占めるグレードAの比率が95%に達している。そのため、グレードAだけで飲用需要を上回ってしまうため、飲用規格生乳のう

第3図 用途別最低価格の設定



資料 筆者作成

ち実際に飲用に向けられているのは4割程度で、あとは加工用として使用されている。^(注5)

飲用規格生乳は、用途別にクラス、クラスおよびクラスの3区分に分類され、それぞれのクラスに最低価格が設定される。具体的には次のようにして設定される。

まず、第一に、バターなどハード乳製品の原料となる生乳を対象としたクラスについては、加工用規格生乳の相対取引価格であるミネソタ・ウィスコンシン(M-W)価格に乳製品の価格変動を加味して求められるBFP(Basic Formula Price)が適用される。ヨーグルトなどソフト乳製品を対象とするクラスについては、クラスに30セント加算される。

さらに、飲用乳の原料となるクラスには、伝統的加工原料乳地帯であるM-W地域からの生乳の輸送コストなどを加味して各オーダーごとに設定されるクラス差額^(注6)が加算される。ただし、生産者受取価格は、こうして設定される最低価格に、酪農協などの集乳業者が交渉により獲得するオーバー・オーダー・プレミアム(Over Order Premium)が加えられる。

FMMOは、1937年の農産物取引協定法(Agricultural Marketing Agreement Act of 1937)を基に設立された制度で、オーダーと呼ばれる一定地域内において、主に飲用乳価の合理的な水準での安定及び飲用乳の安定供給を設立の目的としている。

FMMOは、生乳の販売に際して生乳取扱業者が互いに競争している地域、すなわち

生乳取引上一定のまとまりを持った地域を対象とするため、各オーダーによって範囲は大きく異なる。また、乳業者が当該市場に生乳を出荷しても、製造工場が当該のオーダーの範囲内にない場合や当該オーダー地域内で生産していても、オーダー内の乳業者に生乳を出荷していない場合は対象外となる。なお、農務省がオーダーの公布手続きや運営の指導監督を担当している。

オーダー内では、酪農家から買い入れる生乳に対して、用途別の最低価格を支払うことを乳業者に対して義務付け、支払いを受けた集乳業者は生産者に対してプール乳価で払う。プール乳価には、オーダーによって規制される生乳をすべてプールする方式が主流である。プール乳価は、各クラスごとの最低価格をもとに、地域内で実際に集乳された生乳量で加重平均を出す。業者間の調整は、生産者調整基金で実施する。

オーダーの価格は、あくまでも生乳取扱業者が生産者に乳代を払う際の最低価格で、実際の取引価格は生産者と生乳取扱業者間の契約によって決定される。特にクラス価格は、クラス差額とオーバー・オーダー・プレミアムが加算されるために、競争の激しい地域とそうでない地域との間に格差が生じることになる。

b. 乳価の決定システムと加工原料乳価格の支持制度

このようにアメリカの乳製品価格は、飲用乳と加工原料乳が一つの体系として構築

されている。加工原料乳価格支持制度は、商品金融公社(CCC)が加工原料乳の支持価格水準に見合う価格で乳製品を無制限に買い上げることにより、加工原料乳の価格を間接的に支持しようとする制度である。なお、CCCによって買い上げられた乳製品の多くは国内および海外向けの無償食料援助に用いられ、市場からは隔離されることになる。

加工原料乳の支持価格水準は、96年にそれまでの100ポンド当たり10.10ドルから10.35ドルに引き上げ、その後、毎年0.15ドルずつ段階的に引き下げ、99年には9.9ドルまで低下した後、2000年1月1日以降この制度は廃止され、2000年から2002年までの3年間、質流れのできない融資制度が導入されることとなった。

これは、乳業者が乳製品(チェダーチーズ、バター、脱脂粉乳)を担保に、CCCから一定の単価(生乳100ポンド当たり9.9ドル)で融資を受けることができる制度で、乳製品の流通量を政府が調整することによって、価格の一定基準より低下することを防止しようとするものである。ただし、乳製品の場合は穀物とは異なり、年度内に価格が回復しない場合は、低価格での販売を余儀なくされる。担保を質流れにすることによって融資資金の返済義務が免除される措置は、乳製品には適用されない。

(注5) 本郷ほか(2000), 47頁。

(注6) クラス 差額に関する問題については、佐々木(1993), 190~192頁を参照。

(3) 日本とアメリカの制度の違い

次に、日本とアメリカの制度の違いについて整理しておこう。まず、飲用乳価格と加工原料乳価格との関係についてみれば、アメリカの場合には生乳のほとんどを占める飲用規格乳がクラス からクラス まで体系的にリンクされ、CCCによる買い上げ制度によって加工原料乳向け生乳の価格を支えることで、クラス 価格まで支持する形となっている。

これに対して、日本の場合には加工原料乳は不足払い制度によって補給金が支払われているが、飲用乳については各指定団体が独自に乳業メーカーと交渉を行って、価格を決定している(実際は全農などの全国連による先行交渉が重要な役割を担っている)。交渉がどのような指標を参考に行っているのか不明であるので断定はできないが、加工原料乳と飲用乳向け生乳との間にアメリカのような価格の連関性は明確には存在しないものと考えられる。

次に、オーダー制度と指定団体制度であるが、外見上酷似しているが政策手段が完全に異なっている。日本では飲用向け生乳価格は交渉で決められ、アメリカのように最低価格が決められているわけではない。指定団体に交渉窓口を一本化して価格交渉力を強化するという発想である。アメリカのオーダー制度では集乳に対しては規制しておらず、最低価格だけを決めている。つまり、生産者の独占的な交渉力の有無が両国の制度の違いとして現れている。^(注7)

また、アメリカの FMMOの場合、他の

オーダー地域からの飲用乳向け生乳の流入に対しては厳しく対処している。具体的には、他のオーダーから流入してくる飲用乳向け生乳に対しては、ランクを下げ、生産者への支払い価格を下げることでオーダー内の飲用乳向け生乳を保護している。^(注8) 日本の場合、北海道産生乳が飲用向けとして関東地方に大量に移出されており、境界措置は取られていない。

これは、在庫調整や生産調整にもかかわってくる。アメリカの場合には、在庫調整は最終的にCCCによる無制限の買い上げによって行われている。連邦政府が全面的にリスクを負担しているわけであるが、日本では事業団の市場介入が買い上げに関しては実質的に形骸化している。金倉助成という形で民間の在庫調整に対する間接的な補助に限定されており、価格低下の歯止めとしては、アメリカに比べてはるかに脆弱である。また、加工原料乳への補給金にしても限度数量が設けられており、やはりこれもCCCの無制限買い上げと比較すると、供給量の調整という点ではインパクトが小さい。したがって、最終的には中央酪農会議の指導の下、生産者サイドが“自主的に”生産調整という形で出荷量を調整せざるをえないのが現状である。^(注10)

つまり、アメリカでは最終的な需給調整を政府が担当して価格支持を体系的に実施しているのに対して、日本では政府は実質的に需給調整負担を生産者側に移し、人為的な価格形成と不足払いを負担するというより直接的な所得補償に重点を置いてい

る。この違いは、市場形成及び市場における価格形成の成熟度と政策体系の違いによるものと考えられる。

(注7) 鈴木(1994), 20~21頁を参照。

(注8) 佐々木(1993), 183~184頁を参照。

(注9) 例えば、平成9年度の加工原料乳補給金対象となる生乳は、全体で約240万トンで、国内総生乳生産量860万トンの28%を占める。ちなみに、240万トンのうち北海道が190万トンとその大半を占めており、余乳調整の役割を担っている。

(注10) 生乳の計画生産は、1979年度から実施されている。生乳需給委員会からの答申を受けて生産の総量を決定する。ここから、県別の飲用枠と乳製品枠を設定する。飲用枠を1%以上上回って飲用向けに出荷した県は、1kg当たり10円の調整金を拠出する。拠出された調整金は、目標を達成できなかった県に対して配分される。

また、これとは別にも補償が実施されている。これは様々な事情で販売できなくなった生乳について、すべての生産者が1kg当たり20銭(飲用向けに限定)を拠出し、一定価格(10年度はおおむね保証価格程度)まで補償している。中央酪農会議(1999)を参照。

3. 改革の要点

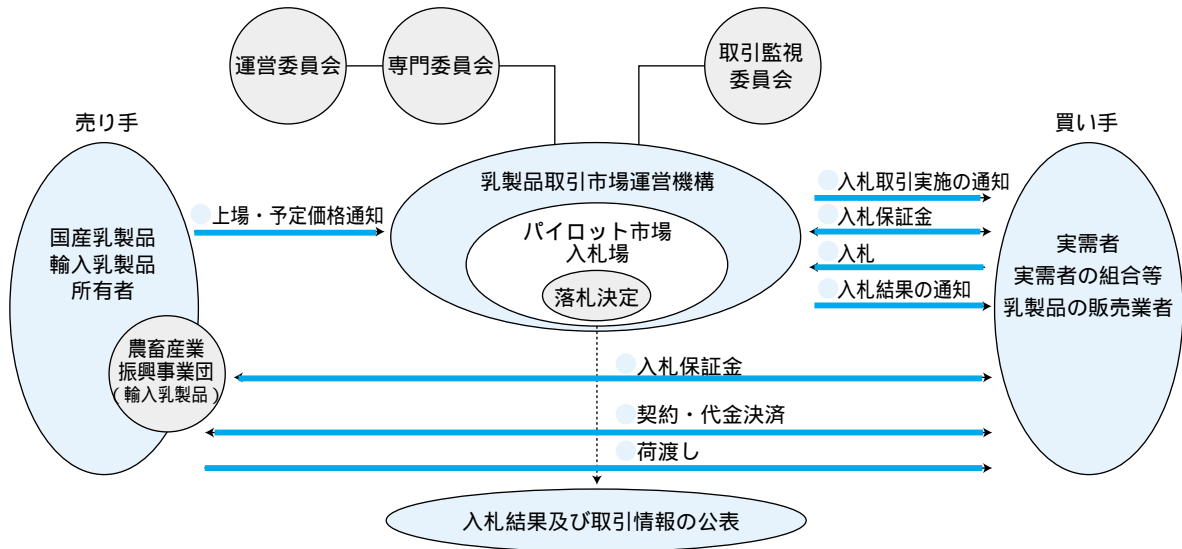
(1) 日本の改革の要点

日本の酪農制度の改革は、1999年3月に出された「新たな酪農・乳業対策大綱」に記されている。この対策大綱をベースに、加工原料乳と飲用乳に関する改革のポイントを紹介する。

a. 不足払い制度の廃止と乳製品市場の設置

まず、改革の中心は、これまで加工原料乳の価格を支えてきた安定指標価格、基準取引価格、保証価格及び不足払い制度の廃止である。これまでは、指標となる市場価格に代わって人為的な価格が設定されてい

第4図 乳製品取引パイロット市場の概要図



資料 農畜産業振興事業団『畜産の情報』2000年1月より

たわけであるが、今後は乳製品パイロット市場を設立して透明性が高くかつ公正で指標となる価格の形成を目指している（第4図）。数量的にみても乳製品の取引は今後もその大半が乳業メーカーと需要者との相対取引で実施されると予想されるが、その際の指標的な役割がパイロット市場で形成される価格に期待されるものと推測される。

また、これまでは基準取引価格が基準となって取引されてきた加工原料乳の取引については、今後は安定指標価格の束縛から開放された乳製品価格を参考にして乳業メーカーと指定団体間の交渉によって価格が決められることになるであろう。

なお、生産者への保証として不足払いに代わって導入されるのが、生産費等の動向を基準にして一定のルールによって算定される助成単価方式である。これは、生産条件（生産量や乳量等）の変動率を前年度の助

成金に乗じるという方法である。また、生産者の拠出金と国の助成金とで構成される資金によって生産者に補てんされる緩和措置も検討されている。

不足払いの廃止とともに、形骸化していた農畜産業振興事業団による国内産の指定乳製品の買い入れを名実ともに廃止する。したがって、事業団が曲がりなりにも実施してきた価格のコントロール機能は完全に停止することとなる。輸入および売り渡しの具体的な基準については現在検討中であるが、価格の高騰が相当期間継続すると認められる場合に放出する方向で検討されている。

b. 指定団体の広域化

さらに、生乳の生産、流通事情の現状に対応するため、現行では都道府県ごと定められている指定制度を見直し、指定団体の

生乳受託事業のエリアを複数の都府県を含む地域とした。現行の指定団体制度では、集乳量が少ないために乳業者との交渉を行ううえで非力な指定団体が多い。したがって、都府県の指定団体の広域化を実現し、より合理的な乳価形成を行っていくことが緊急の課題となっている。すでに、関東と九州では広域生乳販売連合会が設立されている。なお、これまでの指定団体の任命権は知事から農林水産大臣に移管されることとなった。

(2) アメリカの改革の要点

アメリカでは、96年農業法の成立を受けて、3年以内にFMMOのオーダー数を32から10ないし14まで統合すること、加工原料乳の価格及び地域別飲用乳価の決定方式の見直しを実施することが決定された。

a. FMMOの再編統合

USDAは改革案に対する意見を集約して、最終的にオーダー数を96年農業法で定められた範囲内である11に統合することとなった。統合に当たって、クラス 向け比率が近いオーダー地域を統合することで、統合される地域同士の乳価水準の変動を押さえるような工夫がなされた。このような配慮もあって、オーダーの再編統合は生産者^(注11)に受け入れられることとなった。

再編統合に大きな反対が生じなかったもう一つの理由は、オーダーごとに乳価がプールされるとはいえ、実際には、基準地点からの距離に応じた輸送コストなどに配

慮し、全国に約3千ある郡ごとに、それぞれ特定のクラス 差額が設定されることになったためである。^(注12) 従来も、各オーダーの中で、消費地からの距離に応じた乳価ゾーンが設定されていたが、郡単位の設定ではなかったため、同一郡内において乳価の不整合が生じていた。今回の郡単位でのクラス 差額の設定により、乳価の不整合が解消されることとなるばかりでなく、郡単位で生産者乳価に格差が設けられることとなるため、オーダーの統合による乳価の変動はより緩和されることになる。^(注13)

また、生乳の用途区分については、従来の3分類から4分類に拡大されることとなった。具体的には、これまでのクラス をチーズを対象とするクラス とバターおよび粉乳を対象とするクラス に分離されることとなった。

さらに、全生乳生産量の数%程度を占めるにすぎないグレードBをベースにして飲用規格生乳の最低価格を設定する方式は、合理的ではないため、これまでのBFPに代わり、乳成分の価値に基づく多成分価格形成システムが採用されることとなった。^(注14) この方式では、チーズ、バター、ホエイおよび脱脂粉乳の取引価格から乳たんぱく質、乳脂肪、無脂固形分などの価値を求め、その価値から乳価を逆算して求めるものである。

b. 加工原料乳価格支持制度の先送り

2000年度農業歳出法案が可決されたことを受けて、現行の加工原料乳価格支持制度

は1年間延長されることになった。つまり、CCCによる無制限の買い上げ制度が継続するのである。

加工原料乳価格支持制度は1年間延長されることとなったが、問題は再延長の可能性である。この点について、全国生乳生産者連盟(NMPF)は、1年間の延長は予算上の技術的な問題であって、実質的には96年農業法の実施期間である2002年まで延長が確保されており、次期農業法においても、当然のことながらその存続を議会に働きかけていくとしている。2月7日に議会に提出された2001年度(2000年10月~2001年9月)予算案において、クリントン政権は、早くも加工原料乳価格支持制度のさらなる延長を提案している。^(注15)

(注11) 本郷ほか(2000), 50頁。

(注12) 本郷ほか(2000), 50頁。

(注13) 本郷ほか(2000), 50頁。

(注14) 本郷ほか(2000), 52頁。

(注15) 本郷ほか(2000), 54頁。

4. まとめ

日本の制度改革は、不足払い制度の廃止、指定団体の広域化、乳製品パイロット市場の設立と、市場志向性の強いものとなっている。とりわけ、乳製品市場の形成は、従来の政策からの大転換である。これまでのような政府の関与を縮小させ、市場を形成し、政策自体の透明性を高めながら一定の枠内で政策を工夫するという方向に進展している。これは、自主流通価格形成センターの設立、稲作経営安定対策等のみ

られる米の制度改革に代表されるように、農政改革全般に共通している特徴で、酪農も一連の農政改革の延長線上にあるものと考えられる。

アメリカについても、96年農業法の成立を受けて、オーダー制度広域化、加工原料乳価格支持政策の廃止等、規制緩和にむけて大きく踏み出している。しかしながら、CCCによる加工原料乳価格政策は、存続することとなった。好景気で消費が堅調であるとはいえ、最終的な余乳処理方法を存続させたことになる。

日本の酪農制度改革は、生乳の広域流通への対応や不足払い制度の廃止と市場志向性の強化という点では、アメリカの制度への接近と考えられるかもしれない。しかし、これはWTOに代表される国際的なルールへの接近ととらえた方が適当かもしれない。したがって、様々な問題点はあるにしても、この路線は今後も継続的に推進されていくであろう。

問題は、そのうえで政府がどのような保護策、価格及び所得支持政策を取れるかである。本文でも述べたように、アメリカ政府は加工原料乳の価格支持政策の廃止を延期する決定を下しており、最終的な廃止の目途は立っていない。その意味では、最終的には補助金によって生産者の所得を保証しようとするアメリカ政府の対応は一貫している。したがって、日本が不足払い制度に代わってどのような所得補償を構築していくのか、注目される。

引用・参考文献

- ・黒井哲也(2000)「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律について」『畜産の情報』7月号。
- ・佐々木市夫(1993)「90年代の酪農環境と連邦ミルクマーケティングオーダー」畜産振興事業団『酪農問題研究会報告書』No.1。
- ・生源寺真一(2000)「新たな酪農乳業をめぐって」食料政策研究『畜産の合理化と畜産政策に関する研究』通巻第102号。
- ・鈴木宣弘(1994)『世界に目を向ける米国酪農』酪農総合研究所。
- ・鈴木宣弘(2000)「牛乳・乳製品の生産流通をめぐる最近の動き 第一回 生乳生産の停滞と将来展望」『農林統計調査』1月号。
- ・鈴木宣弘(2000)「牛乳・乳製品の生産流通をめぐる最近の動き 第二回 「不足払い制度」の改正と乳価形成」『農林統計調査』2月号。
- ・鈴木宣弘(2000)「牛乳・乳製品の生産流通をめぐる最近の動き 第三回 米国の生乳流通・価格政策の動向(1)」『農林統計調査』3月号。
- ・鈴木宣弘(2000)「牛乳・乳製品の生産流通をめぐる最近の動き 第四回 米国の生乳流通・価格政策の動向(2)」『農林統計調査』4月号。
- ・中央酪農会議(1999)「生乳の需給調整対策について」『畜産の情報』6月号。
- ・中央酪農会議(2000)「指定生乳生産者団体の広域化と乳脂肪の取引基準の見直しについて」『畜産の情報』2月号。
- ・本郷秀毅, 渡辺裕一郎, 樋口英俊(2000)「米国の新酪農制度」『畜産の情報』3月号。
- ・藤井清臣(2000)「乳製品取引パイロット市場の開設について」『畜産の情報』1月号。
- ・前田浩史(1995)「牛乳不足払い制度の改革と新たな酪農乳業政策の課題」農業情報, 10月15日号。
- ・矢坂雅充(1992)「乳業の構造」『長期金融』72号。
- ・矢坂雅充(2000)「牛乳における系統共販の課題と提携条件」2000年度フードシステム学会大会報告

(大江徹男・おおえてつお)